

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外621名

被告 四国電力株式会社

### 準備書面(3)

2012年 12月28日

松山地方裁判所民事第2部 御中

#### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

#### 原告ら訴訟復代理人

弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介

## 第1 原発事故による被害

- 1 被告も認めるように、1957年に発表されたアメリカのブルックヘブン研究所の原発事故災害の試算結果(WASH-740)によると、最悪の場合には、急性死者3400人、急性障害者4万3000人、要観察者380万人、永久立退き面積2000平方キロ、農業制限等面積39万平方キロといったものであった(甲27：瀬尾健著「原発事故…その時、あなたは!」156頁)。
- 2 東海原発(16.6万キロワット。1998年3月運転終了)を導入していた我が国も、アメリカのプライス・アンダーソン法に倣って原子力損害賠償法を制定することになったが、その為に、当時の科学技術庁の委託を受け、日本原子力産業会議が、1960年に「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」と題する244ページの報告書を作成した。しかしその試算結果による被害は、余りにも甚大であった為、原子力損害賠償法の審議を行っていた国会に一部が報告されただけで、全体はマル秘扱いにされてしまった。その後明らかになった上記「試算」によると、死亡・障害者数が最も多いケースでは、急性死亡720人、急性障害5000人となっており、被害額が最も多いケースでは、3兆7300億円となっている。1960年の日本の国家予算1兆7000億円の2倍以上の被害額である(甲28)。しかもこれは、16.6万キロワットという現在ではかなり小型の原発を想定しての事故被害の予測であり、また、死亡した場合の賠償額を83万円とした被害額の予測であって、現時点で原発事故が発生した場合には、この程度の被害では済まないことは不幸にも福島第一原発の事故によって証明された。
- 3 伊方3号炉の事故予測(甲27)
  - ① 上記瀬尾健著「原発事故…その時、あなたは!」(甲27)は、各原発等の事故による被害予測をしている。

- ② 伊方原発について、一番出力の大きな3号炉の事故予測をしているが、それによると、次のような被害が予測されている(26, 27頁)。
- a 1%以上の急性死者が出る地域として、人口の比較的多い八幡浜市と大洲市がそれぞれ99%, 50%急性死圏内に含まれている。
  - b 1万人以上の急性死者が出るのは、風が90度の方向(4万1000人), 105度の方向(4万1000人)120度の方向(1万人), 135度の方向(1万3000人)等である。中でも八幡浜市の4万1000人が群を抜いている。
  - c 癌の死者は最大で60度の方向で224万人となり、近畿に集中している。
  - d 緩い避難基準でさえ、四国全域、九州の殆ど全域と中国地方の半分がすっぽり包まれている。
  - e 近畿地方での何十万人もの癌死者が出るのを避けるためには、厳しい避難基準を採用しなければならないことが分かる。

## 第2 最大加速度

- 1 2008年6月14日8時43分に発生した岩手・宮城内陸地震(深さ10キロメートル, マグニチュード7.2)の際, その震源断層直上の観測点において4022ガルの最大加速度を記録した。これは, 2004年中越地震(マグニチュード6.8)の最大余震の際に新潟県川口町の震度計で記録されたそれまでの最大加速度2516ガルの1.5倍を超えるものである。そして, この最大加速度4022ガルが地震時に記録された最大加速度としてギネスに認定された(甲29)。
- 2 被告は, 断層長さ360km, マグニチュード8.4の地震の規模を想定しながら, 基準地震動 $S_s$ (最大加速度570ガル)としているが, この最大加速度の想定が明らかに過小な想定であることは一見して明白である。

以上